

	<p>パブリックコメント</p> <p>「債権管理条例」(案) に対する</p> <p>意見募集について</p>	
--	--	--

(1) 本件の趣旨

市では、美濃加茂市債権管理条例(以下、「債権管理条例」とします。)の制定について検討しています。

債権管理条例は、市の債権(金銭債権)の適正な事務処理方法について、必要な事項及び全庁統一的な債権管理ルールを定め、市民負担の公平の確保と円滑な行財政運営に資するよう原則的事項を定めるものです。

今回、骨子を作成しその内容について趣旨を説明していますので、これについてご意見をお寄せください。

(2) 対象債権

市が扱う全ての債権を対象とします。

(3) 基本的な考え方

各債権に適用される法令の規定に従い、適正な債権管理と効率的・効果的な債権回収を行います。

また、納付資力を的確に見極め、法に基づき厳正に対処することを基本姿勢とします。

(4) 意見募集の対象

次ページから で囲んである部分が、意見募集の対象です。

その他の部分は対象ではありませんので、ご注意ください。

【第1条】目的

債権管理の事務処理方法について、市の統一的な処理基準を定めることにより債権管理の適正化と事務の効率化を図り、市民負担の公平を確保します。また、効果的かつ効率的に未収金を縮減することで円滑な行財政運営につなげることを目的とします。

市の未収金を放置することは市民の皆様の負担の公平性を損なうものです、市は、法的措置や権利放棄を視野にいれ、法令等に従って公正な未収金額の縮減に取り組みなければなりません。

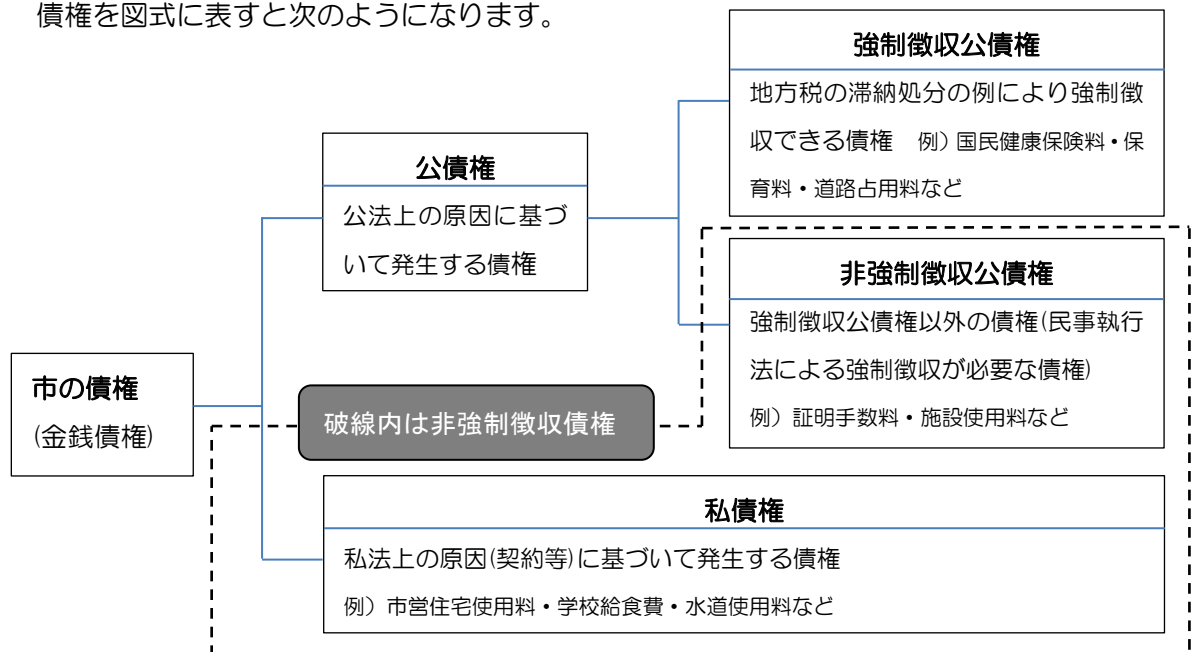
市では「美濃加茂市税等特別滞納整理対策本部」を設置して、収納率の向上と未収金の削減に努めてきました。今回は、この条例を定め未収金の削減を一層進めようとするものです。

【第2条】定義

債権を分類し、整理するために条例で使用する用語を定義します。

債権管理条例では、市の債権を「公債権」と「私債権」に分け、「公債権」を「強制徴収公債権」と「非強制徴収公債権」に分類しています。

債権を図式に表すと次のようになります。



【第3条】他の法令との関係

債権管理条例の規定が法令の規定と矛盾抵触するときは、法令の規定が優先すること及び債権管理条例の規定が他の条例の規定と矛盾抵触するときは、他の条例の規定が優先することを規定します。

市の債権に関する規定を、法令に定められているものと、条例に定められているものとに分けると次のようになります。

*法令に規定されているもの

市の債権の管理に関しては、原則として地方自治法及び地方自治法施行令に規定するところによります。ただし、地方税法や国民健康保険法など他の法令に特別の規定がある場合には、他の法令の規定が優先します。

*条例に規定されているもの

債権管理条例以外の条例に、徴収や減免などに関する事項が規定されている場合があります。債権管理条例は一般原則を規定しますので、他の条例に特別の規定がある場合には、他の条例の規定が優先します。

*その他

「地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができる」とされているため、債権管理条例の規定と法令の規定が矛盾抵触する場合には、法令の規定が優先します。以上のような優先関係を確認するため、条例に規定しています。

【第4条】市長の責務

市長は、法令や条例等の定めにより市の債権管理を適正に行う責務があることを規定します。

市長は法律に従い債権を管理しなければなりません、当然、職員も同様の責務を負っています。つまり、適正な債権管理業務とは、法令等の定めるルールに従い業務を行うことです。

【参考】

市の債権管理と法令との関係について、平成16年4月23日最高裁判所判決では次のように述べられています。「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」

つまり、法令等に基づき債権管理業務を行わなければなりません。

【第5条】管理台帳の整備

債権を適正に管理し回収などをするためには、その記録の整備が重要であり、条例で台帳整備することを規定します。

適正な債権管理を行うには、経過記録を正しく残さなければなりません。また、経過記録が不十分であると正しい判断ができません。そのため債権管理上必要最小限の事項については記録を義務付けます。

なお、台帳に記載する事項は、債権の管理方法の変化に対応できるよう別途規則で定めることとします。

【第6条】債権管理計画等

債権を適正管理するために債権管理計画を策定し、毎年度各課に徴収計画を策定することを規定します。

市が債権管理を進めるために、計画を策定し具体的な取り組みを実践することにより、未収金の削減、問題点の把握及び今後の債権管理の方針策定につながることを期待されます。

【第7条】債務者の生活再建に資する指導助言

債権の確実な回収を進めることは重要ですが、債務者が著しい生活困難に陥っていることが判明した場合は、自立した生活ができるよう適切な指導を行うこと、また、その指導助言について、関係部局が連携する体制を構築するよう規定します。

市は債権管理事務を進める中で、債務者が生活困窮や多重債務などに悩んでいることを把握した場合は、債務者から丁寧に話しを伺い、一緒になって生活再建に向けて適切な指導助言を行うこと、そのために関係部局が連携して体制を構築して行うことを定めるものです。

【第8条】庁内の情報共有

守秘義務に反しない限りで、個人情報保護条例による規制の例外として、関係部局間情報を共有できることを規定します。また、債権管理以外にその情報を利用することができないことも規定します。

市が保有する情報に関しては、広く一般的に、地方公務員法上の守秘義務が及んでいます。中でも、税務職員の調査によって得られた私人の情報については、地方税法上の

守秘義務が重ねて及んでいます。さらに、これらの守秘義務に加えて、美濃加茂市個人情報保護条例による規制も及びます。

市に対する債務の支払いが滞っている者に対し、債務者の情報を共有し相談業務を行うことは、業務の効率化及び利便性の観点から有益といえます。そこで、個人情報保護条例上の問題をクリアするための規定を、条例に設けるものです。

【第9条】督促

債権について、債務者が納付期限を過ぎても履行しないときは、法令の規定により督促を行わなければならない。

督促は債権回収に向けた対応の第一歩です。時効中断の効力を有するとともに、その後の徴収手続きに進むための重要な行為であり、これは地方自治法施行令第171条の確認規定です。

【第10条】強制執行等

督促を行ったのち相当の期間を経過しても履行がされない場合は、強制執行等を行わなければならないことを規定します。

市は、督促をしても履行されない債権について、法令の規定により強制執行等を行わなければなりません。強制執行等の措置を取る場合として、①担保権の実行、②強制執行、③訴訟手続き等による履行の請求を行うことを規定しています。

ただし、徴収停止や履行延期の特約等の措置を取った場合は、強制執行等の手続きを取らなくても良いとしています。

これは、地方自治法等の規定に従って行う旨を確認する確認規定です。

【第11条】履行期限の繰上げ

債務者の信用状態に不安が生じた場合に債務者に債権の納付期限繰上げの通知を行うことを規定するものです。

市長は、債務者が強制執行や破産手続き開始の決定を受けたことを知ったときは、債務者として債権確保のために必要な手続きをすることを規定するものです。これは、地方自治法施行令第171条の3の確認規定です。

ただし、徴収停止や履行延期の特約等の措置を取った場合は、強制執行等の手続きを取らなくても良いとしています。

【第12条】債権の申出等

債務者が破産手続開始の決定を受けたときや競売等が開始されたときには、裁判所等該当機関に配当(交付)要求のため、債権の申出を行います。又、予め市の債権保全のために担保の提供や保証人の保証を義務付ける等の措置を行うとともに、債務者に信用不安が生じた場合には仮差押えや仮処分の手続きを取らなくてはならないことを規定します。

非強制徴収債権は自力執行権が付与されていないため、債務者が債務を履行しない場合は、最終的に裁判所に履行の強制(強制執行)を求めなければなりません。

強制執行等の措置を取る場合として、①担保権の実行、②強制執行、③訴訟手続き等による履行の請求を行うことを規定しています。これは地方自治法施行令第171条の4の確認規定です。

【第13条】徴収停止

非強制徴収債権について、債務者の事情により債権回収を停止できる事項を規定します。

法人が事業を休止し事業再開の見込みが全くない場合、債務者が行方不明の場合などに、徴収する手段を停止し、債権の保全や取り立てをしないことを規定しています。これは地方自治法施行令第171条の5の確認規定です。

【第14条】履行延期の特約等

債務者が無資力等の理由により納付すべき債権を一括納付できない場合に、本来の履行期限を変更して、分割納付の約束をすることができることを規定します。

非強制徴収債権について、債務者が無資力の場合や災害・盗難等により債権の全部又は一部の支払いが困難であるときなどの理由があるときは分割納付の約束ができることとしています。これは地方自治法施行令第171条の6の確認規定です。

【第15条】免除

履行の見込がない債権について免除できることを規定します。

非強制徴収債権について履行延期の分割納付の約束等をした場合、当初の履行期限から10年を経過してもなお、債務者が無資力等の状況で納付できる見込みがないときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができることを規定しています。これは地方自治法施行令第171条の7の確認規定です。

【第16条】放棄

非強制徴収債権について、今後、徴収が不能又は不相当と判断される場合には、債権を放棄できることを規定しています。

具体的には、①強制執行等の法的措置を経て、なお一部が不履行となっている場合で、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められる場合、②私債権の時効が満了したが時効を援用するかどうかの意思を確認できない場合、③債務者が生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、かつ、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められる場合、④徴収停止（地方自治法施行令第171条の5）を行った場合において、相当の期間を経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが困難又は不相当と認められる場合、⑤限定承認等により、履行のための財産がないことが明らかである場合、⑥債務者と伴に弁済の責任を負う保証人が死亡している場合などを規定します。

なお、権利を放棄したときは、議会へ報告することを規定します。

市の債権について、破産法の免責を受けたのに債務だけが残っている場合、債務者が所在不明になり私債権の消滅時効期間が満了した場合など、将来の履行の見込みがないのに管理を続けることは、未収金の縮減のために効果的かつ効率的であるといえるとはいえません。

このような場合、事務処理を放置しただけでは解決にはなりません。市の債権として存在する以上、これを放置することは不作為であるとされる余地があるからです。

この課題を解決のためには、債権を放棄することで業務を終える必要があります。

その債権を放棄する一つの方法として、条例の規定によることが法律（地方自治法第96条第1項第10号）で認められています。この債権を放棄する典型的な事例を条例に規定することで、適切に債権放棄を行い適正な債権管理と業務の効率化を図ることができます。

なお、債権を放棄した場合は、①債権の名称、②放棄した債権の件数、③合計金額、④その他必要な事項を当該年度に係る決算と併せて議会に報告することとします。

【第17条】委任

この条例の施行に関して、必要な事項については、規則で定めることを規定しています。

債権管理条例の施行のため必要な事項については、規則で定めます。

附則

債権管理条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行日に存在する債権を対象とすることを規定します。

債権管理条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

この条例の規定は、施行日に存在する債権について適用します。